

株式会社ダイセルが提起した東京地方裁判所の訴訟が和解により終了しました。

（１） 経 緯

株式会社ダイセル（代表取締役：札幌操）は、当社の光学異性体用分離剤（「CHIRAL ART Cellulose-C」及び「CHIRAL ART Amylose-C」）が、株式会社ダイセルが保有する光学異性体用分離剤（キラルカラム）に関する特許（特許第３７４６３１５号、以下「本件特許」といいます。）を侵害しているものとして２０１３年１０月４日付で東京地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起しました（以下「本件侵害訴訟」といいます。）。

当社は、本件侵害訴訟において、当社の光学異性体用分離剤が非侵害であることを主張するとともに、本件特許には進歩性欠如及び明細書の記載不備の無効理由があること（「特許無効の抗弁」）を主張しておりました。

一方、本件侵害訴訟とは別に、当社が、特許庁において、本件特許に対して無効審判を請求したところ、２０１５年３月２５日付の審決において、本件特許のセルロース誘導体分離剤に関しては権利範囲から削除する訂正請求がなされ（セルロース誘導体分離剤の特許は事実上無効）、「アミロース誘導体分離剤のみについて特許を維持する」旨の審決が出ました。

そうしたところ、本件侵害訴訟において、株式会社ダイセルは、「CHIRAL ART Cellulose-C」に関して訴えを取り下げましたので、「CHIRAL ART Amylose-C」のみが審理対象となっております。

（２） 和解の概要

当社は、本件侵害訴訟を円満に解決するために、株式会社ダイセルと和解することになりました。和解の概要は、下記のとおりです。

株式会社ワイエムシィは、「CHIRAL ART Amylose-C」の一部が、本件特許の技術的範囲に属する^(注)ことを認める。また、株式会社ワイエムシィと株式会社ダイセルは、株式会社ワイエムシィが、本件特許が無効であると主張してその有効性を争っていたことを相互に確認する。

（注）「特許の技術的範囲に属する」とは、特許の専門用語であり、訴訟対象製品が、特許の権利範囲内にあることを意味しますが、侵害であることを直ちに意味するものではありません。侵害であるためには、「技術的範囲に属する」ことに加え、特許が無効でないこと、及び、先用権（特許法７９条）等の抗弁権がないこと等の条件が必要になります。

（３） 本件特許の存続期間は満了

本件特許（アミロース誘導体分離剤）の存続期間は、２０１５年７月５日をもちまして満了しています（権利消滅）。

（４） 今後について

以上のように、①本件侵害訴訟は、和解により円満に解決したこと、また、②本件特許のセルロース誘導体分離剤については権利から削除された（事実上無効になった）こと、さらに、③本件特許のアミロース誘導体分離剤についても権利は消滅していることなどから、本件特許に関する問題は完全に、全て解決しております。

本件侵害訴訟の提起以来、お客様には大変ご心配をおかけしておりましたが、本件侵害訴訟が円満に解決し、今後は、お客様において、弊社製品を安心してお使いいただくことができることをご報告いたします。

２０１５年１１月５日

株式会社ワイエムシィ